平成２８年（フ）第９２号
茨城県土浦市東城寺337番地、前住所茨城県水戸市南町３丁目３番30号　グランディールオノセ２ＦＢ号
破産者　小林　剛司
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第９５号
茨城県つくば市今鹿島1729番地２
破産者　石塚計恵子
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第７１３号
さいたま市南区文蔵５丁目７番７―204号
破産者　池田　敏男
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７３５号
埼玉県鴻巣市宮前15番地１　市営住宅　18号室、破産申立時の住所埼玉県鴻巣市箕田3860番地17
破産者　会田　年男
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３２６号
横浜市神奈川区片倉４丁目10番10―402号（前住所）
破産者　豊田　八重（旧姓金本）
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４１４号
横浜市栄区若竹町26番２号　ウィル港南台Ⅱ201
破産者　中村　栄作
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４３０号
横浜市旭区都岡町28番地の４　横浜・鶴ケ峰ダイヤモンドマンション506号
破産者　久保　善哉
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２号
長野県下伊那郡高森町吉田107番地
破産者　本島　聖一
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第４６号
340　Ｇｅｙｌａｎｇ　Ｒｏａｄ　＃03―16　Ｌｅ　Ｒｅｇａｌ，Ｓｉｎｇａｐｏｒｅ　389365，Ｓｉｎｇａｐｏｒｅ、開始決定時の住所静岡県三島市萩376番地の１　ビューネ芙蓉館408
破産者　川本　明彦
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
滋賀県彦根市松原町3450番地７（201号）、（前住所）滋賀県近江八幡市鷹飼町北４丁目13番地２（208号）、（前々住所）滋賀県彦根市松原町3671番地３
破産者　藤原　輝子
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１９９９号
京都市伏見区淀本町167番地６　ノーブル淀403号
破産者　福田　　清
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４５６号
大阪府高槻市出丸町５番25号　ロイヤルマンショングリーンピア203号、前住所大阪府高槻市芝生町２丁目55番２号
破産者　高松　　悟
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５２７号
大阪府東大阪市下小阪４―６―10　スペース八戸ノ里105号、開始決定時大阪府東大阪市西岩田３丁目５番24―316号
破産者　朝日通商こと　古川　元一
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６７９号
大阪府高槻市松が丘１丁目18番２―510号
破産者　位田　憲司
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７１６号
神戸市北区鈴蘭台西町４丁目２番47号
破産者　黒田　逸平
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７８９号
大阪府八尾市上尾町２丁目16番地の18
破産者　中園　好光
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８１１号
大阪府河内長野市寿町５番13号
破産者　野原　健史
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８９６号
大阪市城東区今福東３丁目10番18―314号、前住所大阪市都島区中野町２丁目２番17―903号
破産者　坂口　尚子
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部